

第1条関係

吹田市立児童会館条例施行規則新旧対照表

_____は改正箇所

旧	新
(開館時間) 第2条 児童会館の開館時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 4月1日から9月30日までの期間 午前10時から午後6時まで (2) 10月1日から翌年の3月31日までの期間 午前9時30分から午後5時30分まで 2 前項第1号の規定にかかわらず、市長は、条例第3条第2項に規定する事業を実施するときは、当該施設の開館時間を午前9時30分から開始することができる。 3 前2項の規定にかかわらず、北千里児童センターの開館時間は、午前10時から午後6時までとする。 4 前3項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。 (個人使用の申請) 第4条 児童会館（北千里児童センターを除く。第6条及び第17条から第21条までにおいて同じ。）の施設を個人で利用しようとする者の保護者は、あらかじめ、使用証交付申請書を市長に提出しなければならない。 2 北千里児童センターの施設を個人で利用しようとする者の保護者は、あらかじめ、北千里児童センター使用登録申請書に当該施設を利用しようとする者が交付を受けている吹田市立図書館の借出カード（以下「借出カード」という。）を添えて市長に提出しなければならない。 (使用証等の有効期間) 第7条 使用証の有効期間は、交付の日から平成25年度並びに平成25年度から起	(開館時間) 第2条 児童会館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、市長は、条例第3条第2項第1号に規定する事業を実施するときは、当該施設を午前9時30分から開館することができる。 3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。 (個人使用の申請) 第4条 児童会館（北千里児童センターを除く。第6条及び第17条から第21条までにおいて同じ。）の施設を個人で利用しようとする者は、あらかじめ、使用証交付申請書を市長に提出しなければならない。 2 北千里児童センターの施設を個人で利用しようとする者は、あらかじめ、北千里児童センター使用登録申請書に当該施設を利用しようとする者が交付を受けている吹田市立図書館の借出カード（以下「借出カード」という。）を添えて市長に提出しなければならない。 (使用証等の有効期間) 第7条 使用証の有効期間は、交付の日から平成25年度から起算して3年度及び3

旧	新
算して3年度及び3の倍数の年度を経過したごとの年度の3月31日までとする。 ただし、当該期間中に<u>小学校</u>を卒業することとなる児童に交付する使用証にあつては、当該卒業することとなる日の属する年度の3月31日までとする。 2 第5条第2項の規定による登録を受けた者の登録有効期間は、登録の日から借出カードの有効期間の満了日までとする。<u>この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</u> (専用使用の内容の変更) 第11条 専用使用者は、<u>使用日時、使用施設</u>、使用附属設備、使用目的及び使用人数の変更をしようとするときは、専用使用内容変更許可申請書に専用使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。 2 -----略-----	の倍数の年度を経過したごとの年度の3月31日までとする。ただし、当該期間中に<u>中学校</u>を卒業することとなる児童に交付する使用証にあつては、当該卒業することとなる日の属する年度の3月31日までとする。 2 第5条第2項の規定による登録を受けた者の登録有効期間は、登録の日から借出カードの有効期間の満了日までとする。<u>ただし、当該期間中に小学校を卒業することとなる児童に係る登録にあつては、当該卒業することとなる日の属する年度の3月31日までとする。</u> (専用使用の内容の変更) 第11条 専用使用者は、使用附属設備、使用目的及び使用人数の変更をしようとするときは、専用使用内容変更許可申請書に専用使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。 2 -----略-----

第2条関係

吹田市立児童会館条例施行規則新旧対照表

_____は改正箇所

旧 (第1条による改正後)	新
(開館時間) 第2条 児童会館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、市長は、条例第3条第2項第1号に規定する事業を実施するときは、当該施設を午前9時30分から開館することができる。 3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。 (休館日等) 第3条 児童会館の休館日は、次のとおりとする。 (1) } -----略----- (2) } 2 } -----略----- 3 } (使用証等の有効期間) 第7条 -----略----- 2 第5条第2項の規定による登録を受けた者の登録有効期間は、登録の日から借出カードの有効期間の満了日までとする。ただし、当該期間中に小学校を卒業することとなる児童に係る登録にあつては、当該卒業することとなる日の属する年度の3月31日までとする。	(開館時間) 第2条 児童会館(日の出町児童センターを除く。)の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。 2 日の出町児童センターの開館時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日については、午前10時から午後6時までとする。 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、条例第3条第2項第1号に規定する事業を実施するときは、当該施設を午前9時30分から開館することができる。 4 前3項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。 (休館日等) 第3条 児童会館の休館日は、次のとおりとする。 (1) } -----略----- (2) } (3) 火曜日(日の出町児童センターに限る。) 2 } -----略----- 3 } (使用証等の有効期間) 第7条 -----略----- 2 前項の規定にかかわらず、日の出町児童センターの施設を使用する児童に係る使用証の有効期間は、交付の日から児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。 3 第5条第2項の規定による登録を受けた者の登録有効期間は、登録の日から借出

旧 (第 1 条による改正後)	新
	カードの有効期間の満了日までとする。ただし、当該期間中に小学校を卒業することとなる児童に係る登録にあつては、当該卒業することとなる日の属する年度の 3 月 3 1 日までとする。